大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模 小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法 第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その 届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境 の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、 この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成22年4月9日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所株式会社大丸松坂屋百貨店代表取締役 山本良一東京都江東区木場二丁目18番11号

2 届出の概要

(1)大規模小売店舗の名称及び所在地株式会社大丸松坂屋百貨店 大丸京都店京都市下京区四条高倉西入立売西町79番地

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名	株式会社大丸 京都店	株式会社大丸松坂屋百貨店
称		大丸京都店

大規模小売店舗にお	株式会社大丸	株式会社大丸松坂屋百貨店
いて小売業を行う者	代表取締役 山本良一	代表取締役 山本良一
の氏名又は名称及び	大阪市中央区心斎橋筋一丁	東京都江東区木場二丁目1
住所並びに法人にあ	目7番1号	8番11号
っては代表者の氏名		

(3)変更年月日

平成22年3月1日

3 届出年月日

平成22年3月26日

4 縦覧場所,期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2)期間

平成22年4月9日(金)から平成22年8月9日(月)まで(日曜日,土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成22年8月9日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)